（畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第七十三条　法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第三条第二項第一号及び第六号並びに第六十六条第六号に掲げる事項の変更

二　（略）

三　法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからタまでに掲げるものであって、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかな変更

イ～ホ　（略）

ヘ　構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が第八条各号に規定する構造計算（発酵槽等にあっては、第六十条の三第二項第二号に規定する構造計算）によって確かめられる安全性を有するものに限る。）

ト～ル　（略）

ヲ　開口部の位置及び大きさの変更

ワ～ヨ　（略）

タ　別表第一の(二)の項の(ろ)欄及び別表第二の(二)の項の(ろ)欄に掲げる配置図における発酵槽等の位置の変更

四　（略）

五　第六十六条第三号に掲げる事項の変更

六　第六十六条第四号及び第五号に掲げる事項の変更であって、変更後も当該事項に係る物資又は車両が畜産経営に必要な物資又は車両であることが明らかな変更

2　（略）

（仮使用の認定の申請）

第七十六条　法第六条第二項ただし書の規定により都道府県知事の仮使用の認定を受けようとする者（次項において「仮使用認定申請者」という。）は、様式第十号による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(い)の項及び(は)の項に掲げる図書（発酵槽等を仮使用する場合にあっては、(ろ)の項及び(は)の項に掲げる図書）その他都道府県知事が必要と認める図書及び書類を添えて、都道府県知事に提出するものとする。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	（略）	（略）
(ろ)	配置図	縮尺、方位、発酵槽等の位置及び申請に係る仮使用の部分
(は)	（略）	（略）

2　（略）

（畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第七十三条　法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第三条第二項第一号及び第六号並びに第六十六条第三号に掲げる事項の変更

二　（略）

三　法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからヨまでに掲げるものであって、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかな変更

イ～ホ　（略）

ヘ　構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が第八条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）

ト～ル　（略）

ヲ　開口部の位置及び大きさの変更（耐火建築物若しくは準耐火建築物である畜舎等又は防火地域若しくは準防火地域内にある畜舎等で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるものを除く。）

ワ～ヨ　（略）

タ　（新設）

四　（略）

五　（新設）

六　（新設）

2　（略）

（仮使用の認定の申請）

第七十六条　法第六条第二項ただし書の規定により都道府県知事の仮使用の認定を受けようとする者（次項において「仮使用認定申請者」という。）は、様式第十号による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書その他都道府県知事が必要と認める図書及び書類を添えて、都道府県知事に提出するものとする。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	（略）	（略）
(ろ)	（新設）	（新設）
	（略）	（略）

2　（略）